

# 産業廃棄物処理委託申込書

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県環境整備公社  
理 事 長 殿

申込者(廃棄物の排出者)  
住 所 〒

名 称  
代表者  
業 種

産業廃棄物の処理を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

廃棄物の排出事業所及び種類	住 所				
	名 称				
	連絡先(担当)	(役職及び氏名)			
	搬 入 計 画	TEL	FAX		
		1 定期搬入( )		2 不定期搬入	
廃棄物の種類及び予定数量	廃棄物の種類		数量(トン/年)		
	①				
	②				
	③				
	④				
廃棄物管理票の受取者		1 申込者    2 排出事業所    3 その他( )			
廃棄物の運搬方法	運搬方法の区分	1 自社による運搬搬入    2 委託による運搬搬入    3 自社・委託の併用			
	搬入車両番号	①	(自社・委託)	④	(自社・委託)
		②	(自社・委託)	⑤	(自社・委託)
		③	(自社・委託)	⑥	(自社・委託)
	運搬委託業者	住 所 名 称 代表者	〒		
連絡先(担当)		(役職及び氏名)			
収集運搬の許可		TEL	FAX		
		(許可番号)	(許可期限)		

	運搬委託業者	住所 名称 代表者	〒			
		連絡先(担当)	(役職及び氏名)			
			TEL	FAX		
	収集運搬の許可	(許可番号)	(許可期限)			
処理 料金 の 支払	料金支払区分	後納(毎月請求書発行)				
	料金の支払方法	1 自社支払	2 代行支払(a 運搬委託業者 b その他)			
		請求書の受取者	1 申込者	2 排出事業所	3 支払代行者	
	料金支払代行者	住所 名称 代表者	〒			
		連絡先(担当)	(役職及び氏名)			
		TEL	FAX			
		4 その他( )				

#### 添付書類

- 1 廃棄物の発生工程及び性状(別紙)(医療廃棄物は不要です。)
- 2 施設の概況、能力等を示す書類、図面、施設の許可証の写し
- 3 次の廃棄物の場合は、原則として、有害物質等の判定基準及び試験検査項目(別添1)の溶出試験等の計量証明書
  - ・ 鉍さい、ばいじん、汚泥、燃え殻、焼却残さ等及びその他公社が必要と認める廃棄物
  - \* 試験検査項目及び試料採取方法については、事前に相談してください。
- 4 廃棄物の搬入車両に係る自動車検査証の写し、必要に応じ車両重量(台貫)計量証明書及び写真
- 5 搬入車両を借用する場合は、車両使用承諾書
- 6 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 7 申込者が廃棄物処理業者の場合は、処理業の許可証の写し

別紙

廃棄物の発生工程及び性状等

廃棄物の種類				
廃棄物の発生状況	(状況) ・ 製造(排出)工程：工程(フロー)図を添付  ・ 廃棄物の発生頻度と量：  ・ 有害物質の使用状況： (種類、使用量)  ・ 廃棄物の分別方法			
廃棄物の性状等	(性状等) * ・ 最大長さ： ・ 最大径： ・ 含水率： ・ 溶出試験等：計量証明書を添付			
廃棄物の搬出方法及び荷姿	運搬車両	1 ダンプ車    2 ユニック車    3 その他 (            )		
	搬出方法	1 バラ積み    2 その他 (            )		
	荷 姿	大きさ	縦            cm × 横            cm × 高さ            cm	
		梱包方法	1 梱包なし    2 その他 (            )	
		自動あおり	1 全面あおり    2 部分あおり    3 無	
		シート掛け	1 有    2 無	
	ロープ掛け	1 有    2 無    3 その他 (            )		

注) 廃棄物の種類又は発生工程ごとに記載してください。

※性状等：形状、成分、有害物質の有無、臭気、保管時における性状の変化、他の廃棄物との混合等による変化の状況及び当該廃棄物取扱いの際の注意事項等、廃棄物の適正処理に必要な情報

## 有害物質等の判定基準及び試験検査項目

項 目		鉍 さい	ばい じん	汚 泥	燃 え 殻	判 定 基 準 1～25：溶出試験 26：含有試験
一般 項目	油分(n-ヘキサン抽出物質)			○		5%以下
	含水率		○	○	○	概ね80%以下
	塩化物イオン		○	○	○	(参考値)
金 属 等	1 アルキル水銀	○	○	○	○	不検出
	2 総水銀	○	○	○	○	0.005 mg/L以下
	3 カドミウム	○	○	○	○	0.3 mg/L以下
	4 鉛	○	○	○	○	0.3 mg/L以下
	5 有機磷			○		1 mg/L以下
	6 六価クロム	○	○	○	○	1.5 mg/L以下
	7 砒素	○	○	○	○	0.3 mg/L以下
	8 シアン化合物			○		1 mg/L以下
	9 PCB		○	○	○	0.003 mg/L以下
	10 トリクロロエチレン			○		0.3 mg/L以下
	11 テトラクロロエチレン			○		0.1 mg/L以下
	12 ジクロロメタン			○		0.2 mg/L以下
	13 四塩化炭素			○		0.02 mg/L以下
	14 1,2-ジクロロエタン			○		0.04 mg/L以下
	15 1,1-ジクロロエチレン			○		1 mg/L以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン			○		0.4 mg/L以下
	17 1,1,1-トリクロロエタン			○		3 mg/L以下
	18 1,1,2-トリクロロエタン			○		0.06 mg/L以下
	19 1,3-ジクロロプロペン			○		0.02 mg/L以下
	20 チウラム			○		0.06 mg/L以下
	21 シマジン			○		0.03 mg/L以下
	22 チオベンカルブ			○		0.2 mg/L以下
	23 ベンゼン			○		0.1 mg/L以下
	24 セレン	○	○	○	○	0.3 mg/L以下
	25 1,4-ジオキサン		○	○	○	0.5 mg/L以下
	26 ダイオキシン類		○	○	○	3 ng-TEQ/g以下

注1：○印は、項目について検査が必要なものを示します。ただし、当該廃棄物の発生工程、使用原材料によっては、項目を追加又は省略することがあります。

試験検査方法については、事前にご相談ください。

注2：検査方法は、ダイオキシン類は含有試験、その他は溶出試験などとなります。

注3：検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」によるほか、国等が示す方法によります。

注4：検査成績は、環境計量証明事業所の発行したものであって、原則として処理委託申込みの6ヶ月以内に発行されたものに限ります。